

大和市コンプライアンス行動指針

【目的】

令和7年8月策定

この指針は、市長、副市長をはじめ全職員が法令や社会規範に基づく行動例等を遵守し、市民から信頼される組織となることを目指して策定します。全職員が共通認識を持ち、勤務時間内外を問わずコンプライアンスを実践するために定めるものです。

【本市におけるコンプライアンス】

『法令や社会規範、ルール、マナーを守り、公平・公正に
職務を遂行することで市民の信頼に応えること』

この考えに基づき、取り組むべき3つの行動指針を次のとおりとします。

<行動指針>

1. 法令等を遵守し、高い倫理意識を持って行動します。
2. 誠実かつ公平・公正に職務を行うことで、
市民の福祉の増進に努めます。
3. お互いに意見の言える、風通しのよい
健全な職場環境をつくれます。

1. 法令等を遵守し、高い倫理意識を持って行動します。

- ・法令等を理解し、適正な手続きで効率的かつ効果的な業務を行います。
- ・公的立場を自らの利益に利用せず、公私の区別を明確にします。
- ・規範意識を高め、常に責任ある行動をとります。

2. 誠実かつ公平・公正に職務を行うことで、

市民の福祉の増進に努めます。

- ・公共の利益のために全力で職務に当たります。
- ・行政の透明性を図るため、正確で分かりやすい情報の提供を行います。
- ・市民に信頼されるための職員育成および組織づくりを行います。

3. お互いに意見の言える、風通しのよい

健全な職場環境をつくれます。

- ・職員がお互いを個人として尊重し、尊厳を大切にすることでハラスメントのない職場をつくれます。
- ・コミュニケーションを密にし、気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組みます。
- ・違反行為を発見した場合は、上司や内部通報窓口へ速やかに相談します。



判断に迷ったら、一度考えてみましょう。

- ① 市民に説明できますか？
- ② 公務員の行動としてふさわしいですか？
- ③ 社会常識を踏み外していませんか？



※本指針は時代や社会状況等に応じて随時見直しをはかります。
また、別紙に具体的な行動例を例示します。